

松山市子ども・子育て会議について

令和8年8月10日

1. 設置根拠

- ・松山市子ども・子育て会議条例(平成25年6月28日施行)

2. 目的

- ・子育て当事者や子育て関係事業従事者等の参画を得て、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映することをはじめ、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に基づく子ども・子育て支援施策を、本市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて調査・審議すること。
- ・「新制度」に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。
- ・こども基本法第10条第2項に規定される、国のこども大綱を勘案して市町村のこども施策についての計画を定め、こども施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていくこと。

3. 令和8年度の主な審議事項(全体会)

- 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価(R7年度分)
- 松山市こども計画の点検・評価(令和7年度分)
- 松山市こども計画に関するアンケート調査

・松山市子ども・子育て会議条例第3条及び第4条に基づき、令和9年3月31日までを任期として、以下の20名に委員を委嘱。

条例第4条第1項に基づき、(1) 子どもの保護者、(2) 関係事業に従事する者、(3) 学識経験のある者、(4) 市長が必要と認める者(企業団体関係者、学生)から構成。

所属・役職名	委員名	委員種別 (条例第4条第1項各号)
社会福祉法人松山市社会福祉事業団 こどもの相談室 ふらっと 室長	安藤 有紀	第2号
松山市中学校長会	池田 秀彦	第2号
子ども子育て連絡協議会 副会長	大原 淑子	第2号
松山東雲女子大学 非常勤講師	鬼頭 裕美	第3号
愛媛大学 副学長	小助川 元太	第3号
松山市小中学校PTA連合会 副会長	作道 由佳	第1号
松山市母子保健推進協議会 副会長	實藤 むつみ	第2号
愛媛県立松山工業高等学校 校長	清水 浩	第2号
市民公募	城市 このみ	第1号
市民公募	竹安 美月	第4号

所属・役職名	委員名	委員種別 (条例第4条第1項各号)
松山市小学校長会 幼年・生活部会顧問	田中 美紀	第2号
松山東雲女子大学人文科学部 心理子ども学科 准教授	友川 礼	第3号
市民公募	中岡 彩	第1号
松山市私立保育園・認定こども園連合会 会長	中川 恵津子	第2号
中予私立幼稚園・認定こども園連盟 会長	新野 徹治	第2号
松山法人会 事務局長	湊上 悟	第4号
松山市保育会	松本 佳子	第2号
聖カタリナ大学健康社会学部 現代人間学科 教授	村岡 則子	第3号
松山市児童クラブ連絡協議会 会長	安永 耕造	第2号
市民公募	渡部 梨乃	第4号

※五十音順、敬称略

参考：松山市子ども・子育て会議条例(抄)

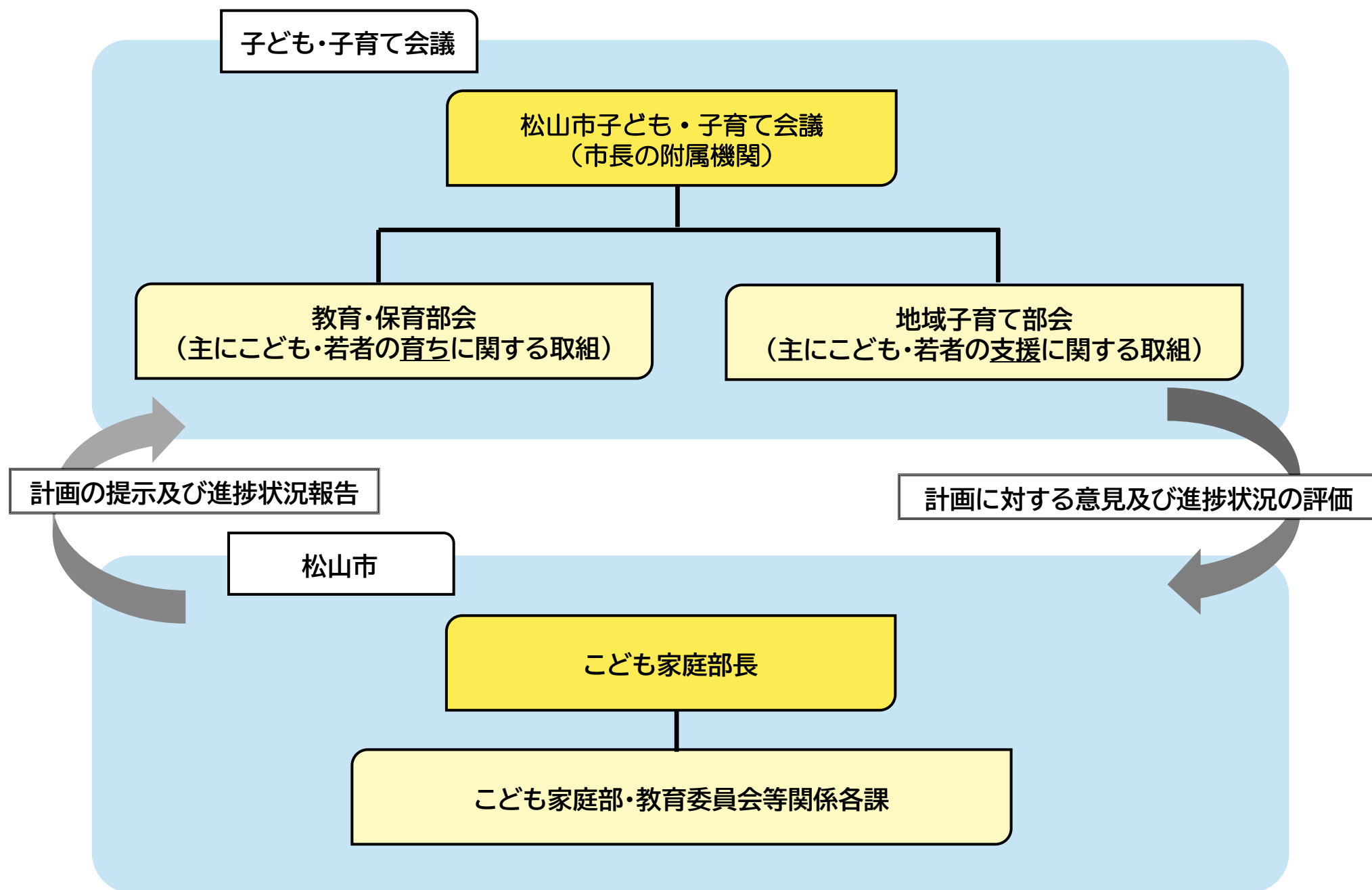
第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 関係事業に従事する者

(3) 学識経験のある者

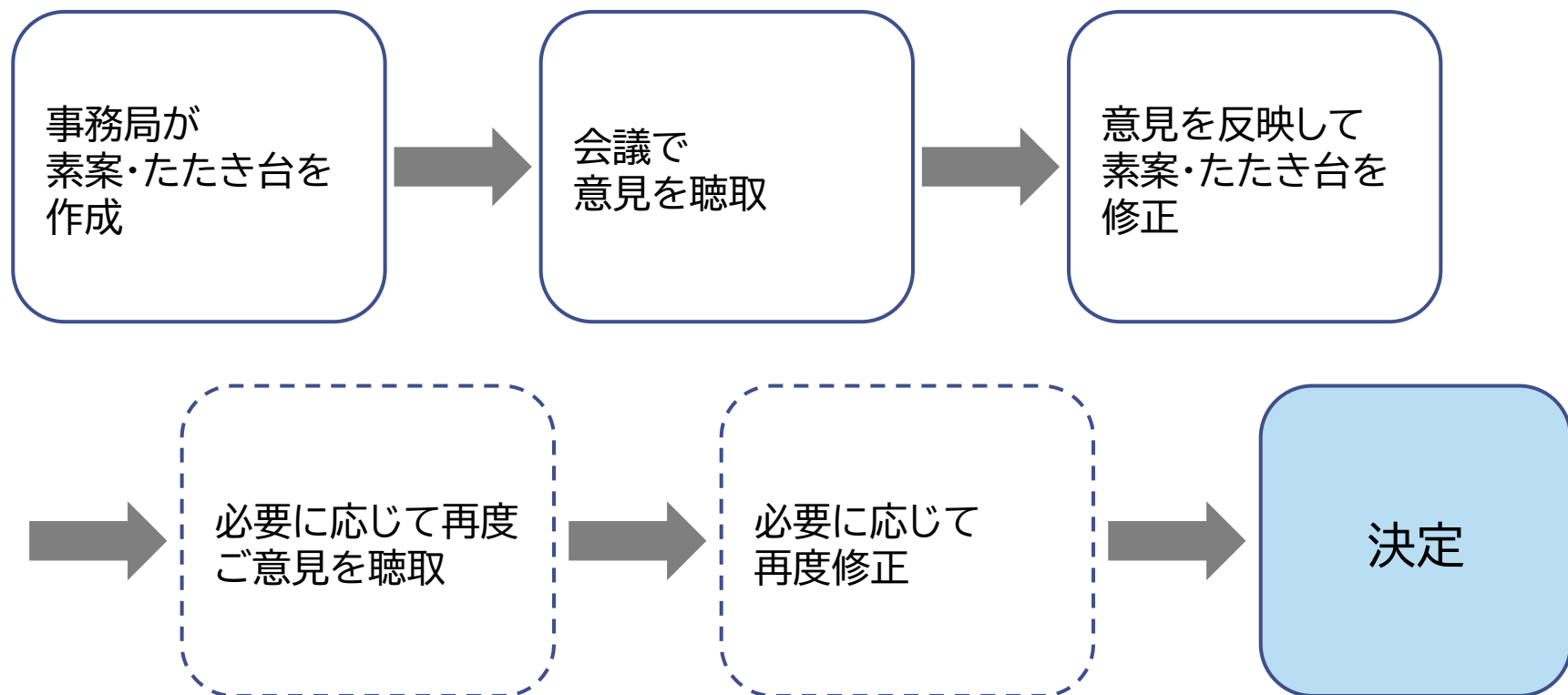
(4) 市長が必要と認める者



事務局が素案・たたき台を提示して、会議(全体会・部会)でご意見を聴き、その内容を反映

※部会の審議

- ①部会での方針決定を全体会での方針決定とする。(全体会で再度審議しない)
- ②必要に応じて、互いの部会の進捗状況等の情報を共有
- ③各部会の開催時期は、各部会で決定



令和8年度の会議開催スケジュール

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体会					第1回全体会	支援事業 計画の 点検・評価		第2回全体会	こども計画の 点検・評価		第3回全体会	点検・評価結果の公表
教育・保育部会					第1回各部会			第2回各部会			第3回各部会	
地域子育て部会												

※全体会と各部会は同日開催予定

こども
まんなか

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 略

2 略

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は, 必要に応じ, 会議に関係者の出席を求め, その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は, 関係者に対し, 必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は, 必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は, 会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き, 会長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は, 部会について準用する。

ー以下は、部会での準用部分ー

(会長及び副会長)

第5条 略

2 略

3 会長は, 会務を総理し, 子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは, その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は, 必要に応じて会長が招集し, その議長となる。

2 子ども・子育て会議は, 委員の過半数が出席しなければ, 会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は, 出席委員の過半数をもって決し, 可否同数のときは, 議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は, 必要に応じ, 会議に関係者の出席を求め, その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は, 関係者に対し, 必要な資料の提出を求めることができる。